

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		農地等の転用の許可
根拠条例・規則名		農地法
条 項		法第 4 条第 2 項
所 管 部 課		農業委員会事務局 農地調整課 (電話: 048-829-1903)
審 査 基 準	基 準 (未設定の場 合はその理 由)	<p>(1) 立地基準 農地の位置、自然条件、都市的環境により以下の 5 種類に農地を区分し、第 3 種農地から順次転用する。 農用地区域 (原則不許可) 甲種農地 (原則不許可) 第 1 種農地 (原則不許可) 第 2 種農地 (他の土地で代替性がない場合許可) 第 3 種農地 (原則許可)</p> <p>(2) 一般基準 (1) の立地基準に適合する場合であっても、次のいずれかに該当する場合は許可できない。 農地を転用して申請に係る用途に供することが確実と認められない場合 ・ 必要な資力及び信用があると認められない場合 ・ 転用行為の妨げとなる権利 (所有権、地上権等) を有する者の同意を得ていない場合 ・ 許可後、遅滞なく申請に係る用途に供する見込みがない場合 ・ 申請に係る農地と一体として事業の目的に供する土地を利用できる見込みがない場合 ・ 転用面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合 ・ 申請に係る事業の施行に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分を必要とする場合において、これらの処分がされなかったこと又はこれらの処分がされる見込みがないこと ・ 土地の造成 (その処分を含む) のみが目的である場合 周辺の農地に係る営農条件に支障が生じるおそれがあると認められる場合 一時的な利用に供するために農地を転用後、復元される見込みがない場合</p>
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 22 年 1 月 25 日最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場 合はその理 由)	35 日
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 17 年 4 月 1 日最終改正
備 考		